

平成21年 6月24日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2006～2008

課題番号：18730369

研究課題名（和文） 児童相談所の援助方針決定における当事者参加に関する研究

研究課題名（英文） A Study on Client Participation of Child Guidance Center's Placement

研究代表者

福田 公教（FUKUDA KIMINORI）

桃山学院大学・社会学部・講師

研究者番号：20342264

研究成果の概要：これからの児童相談システムには、自らの権利や意見を表明することの困難な子どもの最善の利益を保障する視点が必要である。つまり、児童相談所の援助方針決定における当事者参加に関しては、当事者と児童相談所の調整を従来のケースワークによる援助に加えて、第三者的機関（現状では児童福祉審議会への意見聴取）を交えた援助を担保する児童相談システムの構築が求められる。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	400,000	0	400,000
2007年度	600,000	0	600,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	1,700,000	210,000	1,910,000

研究分野：社会福祉学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：児童相談システム 児童相談所 当事者参加 援助方針

## 1. 研究開始当初の背景

社会福祉システムの転換期を迎えている現在、児童福祉分野において、都道府県レベルを中心に行われてきた児童相談システムの一部を市町村レベルで対応することが目指されている。この背景には、児童虐待相談件数の増加や緊急事例の急増等により、児童相談所において、現行制度上担うこととされ

ている幅広い相談業務の全てに必ずしも対応しきれていない状況がある。とりわけ、児童虐待への対応については、保護者に相談への動機がある場合は市町村で担い、問題意識がなく、強権的な介入が必要な場合は児童相談所が担う、といった市町村と児童相談所との役割分担が議論されている。

このような状況のなかで、児童相談システ

ムの再構築が喫緊の課題となっているが、そこには自らの権利や意見を表明することの困難な子どもの最善の利益をいかに保障していくかという視点が必要不可欠である。保護者に相談への動機がなく、強権的な介入が必要な場合の援助方針の判断は、ひとつ間違ふと人権侵害を起こす危険性もあり、児童相談所の判断に一層の専門性と客観性が求められている。

## 2. 研究の目的

本研究においては、当事者の参加を目指した児童相談のあり方を明らかにすることを目的とする。このことは、1997年の児童福祉法の改正以降、政策実践として取り組まれてきてはいるものの、児童虐待相談を中心とする緊急事例や重篤な課題を抱えた相談を前に、十分に機能してきているとは言い難い状況にある。したがって、とりわけ本研究においては、以下の3点を明らかにすることを目的とする。

(A) 子どもの最善の利益を基本理念とする児童相談システムのあり方について、その構成要素を明確化する。

(B) 児童相談所における当事者の参加を考慮した相談プロセスの実態を明らかにする。

(C) A、Bをもとに今後の児童相談システムのあり方への提言を行う。

## 3. 研究の方法

### (1) 平成18年度

本研究は3年計画で実施したが、平成18年度は、援助実践において当事者と援助者との対等な関係の築きにくい場面に対する制度的対応の考察とその背景にある理念について明らかにする点に力点をおいて研究に取り組んだ。とりわけ、子どもの最善の利益を考慮した当事者参加を基本理念とする児童相談の構成要素を明確化するため、以下の

研究を行った。

### ①1990年代以降の児童相談に関連する文献・資料等の整理

1990年代以降の児童相談に関連する文献・資料等の整理については、1990年代以降の児童相談体制、援助方針決定の実践に関連する文献、資料の収集を行い、分類整理を行った。文献に関しては、わが国における児童相談体制に関する文献のみでなく、欧米（イギリス、オーストラリア、カナダ、ノルウェー等）で実践されている家族援助に関する文献等を含めた。資料に関しては、政策文書や児童相談に関する調査報告等を中心に、民間の関連団体の提言等を含めて幅広く収集した。

### ②1990年代以降の児童相談に関連する文献研究・資料研究

1990年代以降の児童相談に関連する文献研究・資料研究については、作成したリストを基に文献研究・資料研究を進め、子どもの最善の利益を考慮した当事者参加を基本理念とする児童相談の構成要素の検討を行った。

### ③研究結果についての専門家へのインタビュー調査

研究結果についての専門家へのインタビュー調査については、検討した児童相談の構成要素について、児童相談に関する研究者および実務家へのインタビュー調査を通して、そのブラッシュアップを図った。

### (2) 平成19年度

平成19年度は、児童相談所における子どもの最善の利益を考慮した当事者参加を基本理念とする援助方針決定の現状と課題を明確化するため、以下の研究を行った。

### ①児童相談所における援助方針決定の当事者参加の現状を把握するための枠組みの作成

児童相談所における援助方針決定の当事

者参加の現状を把握するための枠組みの作成については、児童相談所の実践活動に即したのものになるように児童相談所関係者からの支援を受け、検討を重ねた。

#### ②児童相談所を対象としたアンケート調査の実施

児童相談所を対象としたアンケート調査の実施については、調査票を作成するにあたって、研究代表者がこれまで進めてきた都道府県児童福祉審議会の運営に関する調査を参考にした。

#### (3) 平成 20 年度

平成 20 年度は、今後の児童相談システムのあり方への提言を行うために、より実践に即したのものになるように、ヒアリング調査の実施および分析を行った。

#### 4. 研究成果

2004 年度の法改正により、児童虐待への相談対応については、保護者に相談への動機がある場合は市町村で担い、問題意識がなく、強権的な介入が必要な場合は児童相談所が担うこととなった。これからの児童相談システムには、自らの権利や意見を表明することの困難な子どもの最善の利益を保障する視点が必要である。その際、子どもの生命を守るための強権的な介入はひとつ間違えると人権侵害の恐れもあり、児童相談所の判断の一層の専門性と客観性が求められている。

ここでは、児童相談所の職員自身が、児童相談所の専門性や客観性をどのようなものとして捉えているのかを明らかにしたい。

今回の分析では、回収した調査票から得られた「児童相談所の専門性」と「児童相談所の客観性」に関するデータを用いて分析を試みた。

その結果、児童相談所の専門性の概念については、以下の 9 つに分類された。

すなわち、「経験」「知識の蓄積と多様な視点」「スーパーバイザーの整備」「職員研修の機会」「専門職の配置」「チームアプローチの確立」「医学と法律」「診断体制の強化」「専門家による総合的判断」となった。

また、客観性の概念については、以下の 8 つに分類された。

すなわち、「援助方針決定のプロセス」「当事者参加と第三者機関の設置」「審議会からの意見聴取」「虐待防止ネットワークの充実」「関係機関との情報共有」「各種専門家の多角的な視点」「スーパービジョン」「アセスメント」となった。

児童相談所の援助方針決定において、当事者の参加が十分に考慮されているかは、「子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」の援助のあり方が判断材料になる。このような児童相談所の専門性が最も発揮されるべき状況において、子どもの最善の利益の把握やこれに基づく親への代弁・説得・調整・強制的介入、司法機関等関係機関との調整等が必要となる。またその判断の客観性が求められる。

つまり、児童相談所の援助方針決定における当事者参加に関しては、当事者と児童相談所の調整を従来のケースワークによる援助に加えて、第三者的機関（現状では児童福祉審議会への意見聴取）を交えた援助を担保する児童相談システムの構築が求められる。

今後、児童相談所への子どもの虐待相談が増加の一途をたどる状況のなか、子どもを対象とする社会的機関は、一義的に子どもの権利擁護・権利保障のために存在するが、その機関の援助方針の適正性を判断するためには、その判断の客観性と専門性が求められる。さらに、当事者の参加を担保するシステムも必要となる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

① 小寺鐵也、本多隆司、福田公教、「一時保護所における処遇困難な児童の支援プログラムに関する研究」、大阪府子ども家庭センター紀要、第 17 号、44-56 頁、2008 年、

査読無し

6. 研究組織

(1) 研究代表者

福田 公教 (FUKUDA KIMINORI)

桃山学院大学・社会学部・講師

研究者番号：20342264